第22回带広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和3年3月29日(月)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後3時15分閉会
- 3 開催場所 大正トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 25名

| 2番 | 吉田 | 宏一 | | 3番 | 小倉 | 豊 | 4番 | 堀口 | 宏敏 |
|-----|----|----|---|----|-----|-----|-----|----|----|
| 5番 | 荒川 | 満雄 | | 6番 | 松金 | 栄治 | 7番 | 廣瀬 | 智美 |
| 8番 | 中村 | 博志 | | 9番 | 尾関 | 健一 | 10番 | 野原 | 幸治 |
| 11番 | 丸谷 | 友姫 | 1 | 2番 | 合歓垃 | 亘利隆 | 13番 | 岩城 | 利寛 |
| 14番 | 森 | 和裕 | 1 | 5番 | 飯田 | 祐一 | 16番 | 梶川 | 毅 |
| 17番 | 山﨑 | 博之 | 1 | 8番 | 深田 | 敬吾 | 19番 | 濱野 | 敏夫 |
| 20番 | 石崎 | 一彦 | 2 | 1番 | 吉田 | 利彦 | 22番 | 廣瀬 | 文彦 |
| 23番 | 石川 | 俊浩 | 2 | 4番 | 室﨑 | 公一 | 25番 | 中村 | 正信 |
| 26番 | 中谷 | 敏明 | | | | | | | |

- 5 欠席委員
 - 1番 兒玉 康英
- 6 議事録署名委員
 - 21番 吉田 利彦 22番 廣瀬 文彦
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (4) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (5) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (6) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第6号 農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する承認に ついて
 - (9) 議案第7号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (10) 議案第8号 帯広市農業委員会農地等に関する証明等の事務処理要領の一部改正 について
- 8 傍聴人 なし

9 事務局 出席職員

 事務局長
 河本 伸一
 事務局次長
 滝沢 仁

 農地係長
 佐々木 正人 農地係主任
 水野 晴基

 農地係専門員
 木原 一広 農地係主任補 堀田 泰蔵

事 務 局 長

ご起立願います。礼。ご着席ください。

議長

ただいまより、第22回帯広市農業委員会を開会いたします。

中谷会長

(会長より近況を含めた挨拶)

議 長

それでは議事に入ります。

初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(季昌)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。

事 務 局 長

報告いたします。

本日の出席委員は25名です。議席番号1番 兒玉委員につきましては欠席の申出を 受けております。

本日の議事は、開催要領3次第にあるとおり、報告が2件、議案が8件でございます。

(配布資料の説明)

報告は以上でございます。

議長

次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、21番 吉田利彦委員、22番 廣瀬文彦委員を 指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告案件に入ります。

報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。

農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。

(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(なし)

議長

事務局(滝沢次長)

(委員)

議長

特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。

次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」、2月分の調査結果について、松金調査委員長より報告をお願いします。

松金調査委員長

25日の調査ですが、報告第2号 1 現況証明の附番56の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

2 農地法第5条の転用許可に係る完了の確認についてですが、附番6から7の2件 について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。

以上で、2月分の報告を終わります。

議

吉田利彦調査委員長

長

次に、3月分の調査結果について、吉田利彦調査委員長より報告をお願いいたします 9日の調査ですが、報告第2号 1 現況証明の附番57から63の7件について 現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

以上で、3月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(水野主任)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番36から39の4件の合意解約について朗読・説明)

以上附番36から39の4件のにつきましては、農地法第18条第1項第2号に該当 し、合意解約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に 基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認 いたしました。

次に、議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題と いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番48及び49の交換による所有権移転2件、附番50及び51の 賃貸借2件、附番52及び53の売買による所有権移転2件、附番54の贈与による所 有権移転1件について調査書に基づき朗読、説明。)

以上附番48から54の7件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

長 それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番48から49及び52について、濱野委員よりお願いいたします。

議長

濱 野 委 員

附番48と附番49について、意見を申し上げます。こちらは、お互いの所有農地を 交換するものです。お二人とも、申請農地の周辺で営農している認定農業者です。これま でも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や 地域調和要件についても問題はないと考えます。

続いて、附番52について意見を申し上げます。受人は、地域で営農を行っている 認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利 用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件につ いても問題はないと考えます。

議長

ありがとうございました。続いて、附番50及び51について、山﨑委員よりお願い いたします。

山崎委員

附番50について、意見を申し上げます。借主は、幕別町で営農を行っている認定農業者ですが、これまでも、この農地を賃借しており、耕作を行っています。周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

続いて、附番51について、意見を申し上げます。借主は、幕別町で営農を行っている認定農業者ですが、これまでも、この農地を賃借しており、耕作を行っています。 周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域 調和要件についても問題はないと考えます。

議長

ありがとうございました。続いて、附番53について、石崎委員よりお願い いたします。

石 崎 委 員

附番53について、意見を申し上げます。受人は、芽室町で営農を行っている認定農業者ですが、これまでも、この農地を賃借しており、耕作を行っています。周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する ご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」 を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番13から15の農業用施設用地への用途変更3件、「2. 農地転用計画」附番13の哺育牛舎・育成牛舎の建設等1件、附番

14のバンカーサイロ建設、飼料及び資材置き場の確保1件、附番15の農機具格納庫建設に伴う農地転用1件について調査書に基づき朗読・説明)

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1.農用地利用計画」附番13および「2.農地転用計画」附番13について、 合歓垣委員お願いいたします。

合歓垣委員

議

長

それでは意見を申し上げます。附番13です。申請者は畜産業について八千代や大樹町など各地で10年程度業務に従事し、経験を積み重ねております。このたび習得した技術を生かして畜産業で新規就農することを決め、初年度は肉牛を30頭飼育する計画を立て、農政部やJA等と相談しているものです。それに伴い、必要となる哺育牛舎・育成牛舎を建築し、パドック、飼料置場・堆肥舎・通路を造成するものです。周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。

議 長 ありがとうございました。

続きまして「1.農用地利用計画」附番14および「2.農地転用計画」附番14について、深田委員お願いいたします。

深田委員

それでは意見を申し上げます。附番14です。申請者は酪農家です。現在、既設のバンカーサイロが不足しており、飼料をシートで覆いながら貯蔵している状況です。そのため、作業の遅れや飼料の品質低下も出てきております。そして、将来的に乳用牛の増頭も計画していることから、バンカーサイロ増設が急務となっております。併せて、営農作業上に必要な飼料及び資材置場の敷地が不足しているため、敷地の確保が必要になりました。以上のことから、バンカーサイロの建設、飼料及び資材置場の確保を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

ありがとうございました。

続きまして「1.農用地利用計画」附番15および「2.農地転用計画」附番15について、濱野委員お願いいたします。

それでは意見を申し上げます。附番15です。申請者は畑作農家です。農業用機械の 大型化、増加等により、現在の倉庫では手狭になったため、新たに農機具格納庫を建設 するものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思わ れるので、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に 対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(なし)

ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ 回答することといたします。

議

長

濱 野 委 員

議 長

(委 員)

長

議

事務局(堀田主任補) 農地法第 (議案第

次に議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。

農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番5のバンカーサイロ等及び附番6の農機具格納庫建設のための 農地転用2件について調査書に基づき朗読、説明。)

なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条の各要件に合致していることを 確認しております。

それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。 附番5について、深田委員よりお願いいたします。

それでは意見を申し上げます。附番5ですが、議案第3号 附番14で説明した通り申請地をバンカーサイロの建設、飼料及び資材置場の確保のために転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

ありがとうございました。

続きまして、附番6について、濱野委員よりお願いいたします。

それでは意見を申し上げます。附番6ですが、議案第3号 附番15で説明した通り、申請地を農機具格納庫に転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。 ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する

ご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(なし)

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」 を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第5号、附番11の哺育牛舎等の建築のための農地転用に係る所有権移転 1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。

それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。 附番11について、合歓垣委員よりお願いいたします。

それでは意見を申し上げます。附番11です。附番11ですが、議案第3号 附番 13で説明した通り、申請地を哺育牛舎・育成牛舎の建築、飼料置場・堆肥舎・通路の 造成に転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に 対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

議長

深田委員

議長

濱 野 委 員

議長

(委員)

議長

事務局(堀田主任補)

議長

合歓垣委員

議 長

(なし) (委 員) ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 議 長 次に議案第6号「農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する承認に ついて」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 (議案第6号、附番1の工期の延長による転用事業計画の変更1件について、調査 事務局(堀田主任補) 書に基づき朗読・説明) なお、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、本農地転用事業計画の変更申請に 対する承認は止むを得ないものと考えます。 長 それでは議案第6号について、地区担当委員の意見を伺います。 議 附番1について、合歓垣委員よりお願いいたします。 それでは意見を申し上げます。申請地は国営かんがい排水事業 芽室川西地区の工事 歓 垣 委 員 に伴い、現場事務所などを設置する用地が必要となったため、一時転用の申請がなされ、 許可を受けております。このたび工事期間の延長に伴い、現場事務所などの利用も延長 する必要があることから、事業計画変更承認申請がなされたものです。現在の転用状況 において周辺農地や周辺環境に影響はなく、工事完了後は速やかに原状回復することか ら、承認は止むを得ないものと考えます。説明は以上です。 ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する 議 長 ご質問、あるいは申請どおり承認することについてご異議ございませんか。 (なし) 委 員) ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。 議 長 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 事務局(水野主任) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案に ついて決定を求めます。 (議案第7号、一般分 附番64から93の賃借権の設定30件について、調査書に 基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 事務局(木原専門員) (同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転 附番29から31の買入3件について、調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 これより議案の審議を行いますが、本案件中、一般分(1)賃借権等の設定 附番73 議 長 及び74つきましては、尾関委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を

| | | 行います。 |
|----------|-----|--|
| | | 【尾関委員退席】 |
| 議 | 長 | それでは、一般分(1)賃借権等の設定 附番73及び74についての審議を行います。 |
| | | 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議 |
| | | ございませんか。 |
| (委員 |) | (なし) |
| 議 | 長 | ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 |
| | | 【尾関委員着席】 |
| 議 | 長 | 続けて審議を行いますが、本案件中、一般分(1)賃借権等の設定 附番87につきま |
| | | しては、中村博志委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。 |
| | | 【中村博志委員退席】 |
| 議 | 長 | それでは、一般分(1)賃借権等の設定 附番87についての審議を行います。 |
| | | 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議 |
| | | ございませんか。 |
| (委員 |) | (なし) |
| 議 | 長 | ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 |
| | | 【中村博志委員着席】 |
| 議 | 長 | 引き続き、一般分(1) 賃借権等の設定 附番73、74及び87を除く30件に |
| | | ついての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり |
| | | 決定することについてご異議ございませんか。 |
| (委員 |) | (なし) |
| 議 | 長 | ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 |
| | | 次に、議案第8号「帯広市農業委員会農地等に関する証明等の事務処理要領の一部 |
| | | 改正について」を議題といたします。 |
| | | 議案の内容について、事務局より説明願います。 |
| 事務局(佐々木係 | 系長) | 帯広市農業委員会農地等に関する証明等の事務処理要領の一部を次のように改正する |
| | | ことについて、決定を求めます。 |
| | | (帯広市農業委員会農地等に関する証明等の事務処理要領に定める営農証明及び現況 |
| | | 証明に関し、処理台帳及び様式5 営農証明願の押印削除について説明) |
| 議 | 長 | それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは帯広市農業 |
| | | 委員会農地等に関する証明等の事務処理要領の一部を次のように改正することについて |
| , . | | ご異議ございませんか。 |
| (委 員 |) | (なし) |
| 議 | 長 | ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 |
| | | 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 |

続いて「協議」に入ります。

「農業委員会活動令和2年度点検評価及び令和3年度活動計画(案)」について、 事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長) 議 長

(農業委員会活動令和2年度点検評価及び令和3年度活動計画(案)について説明) ただいまの説明に対するご質問等はございませんか。(挙手あり)濱野委員。

濱 野 委 員

以前、確か前期の時だったと思うのですが、遊休農地の利用申し込みのとりまとめが 農業委員会からあったと思いましたが、そういう制度は現状、遊休農地はゼロとなって いますが、どうなっているか伺いたいと思います。

前に地元の方から遊休農地の利用申し込みをしたが、その後にどうなったか質問されたことがあり、その方は制度が機能していない印象を受けており、その取り組みについて事務局にも伝えてほしいと話をされております。

議 長

事務局よりお願いいたします

事 務 局 長

それはいつぐらいの時期のお話でしょうか、農業委員会が取りまとめを行っていた事業でしょうか。

濱 野 委 員

そう思っています。私が農業委員になった年かその次の年に、申し込んでみたけど どうなっただろう?という話になったことがあります。

事 務 局 長

その件は、中間管理事業のとりまとめの事かと思います。現在は随時募集を行っておりますが、それとは別でしょうか。

濱 野 委 員

それは農業委員会とは別の形で募集をしていませんでしたか

事務局長

いえ、それは一緒の時期におこなっておりまして、公社、農地中間管理機構で毎年 農地を募集しているものを農業委員会と農政課からも毎年お知らせしているところです が、なかなか中間管理事業そのものが利用しづらい制度と言われることがあります。 農地の出し手がいないため、申し込みをしてもなかなか受けられない状況にありまして 申し込みの有効期間が5年間ということもあり、出し手の申し込みが増えればまた変わってくるのでしょうが。帯広市ではだいたい次の貸し手が決まっているような事例が 多くありますので、それは中間管理事業を使わなくても、通常の利用集積ですとか3条 によって、担い手に農地が引き継がれていっているものですから、それにより遊休農地 になることを防ぐことはできていると思っております。

濱 野 委 員

よく府県では、法人化して、町村をまたいで耕作に行くというケースがありますが、 そういう方が制度を使って他町村に借りているということでしょうか。

事 務 局 長

そうですね、規模拡大されたい方で、町村部の土地だけを希望できますので、そう いう方もいるのだと思います。

濱 野 委 員

帯広は農家の拡大意欲がある地域なので、土地が出てきてもその地域で取得している と思います。申し込みが何件出ているかわからないですが、この機に伺おうと思ったと

ころです。 長 合歓垣委員。 議 どういう場合のお話かちょっと理解できなかったのですが、中間管理事業のお話だっ 合歓垣委員 たのか、それとも以前農地を所有している人、あるいは離農してまだ農地を所有してい る人へ文書を流す話があったと思いますが、そちらの事をお話されているのではないか なという疑問はあったのですけれど。今、中間管理のお話をされておりましたので、 中間管理については、町村のものについても希望があれば取得できるのでその相談を受 けていたのかと思います。中間管理については、受ける人はいっぱいいますが、出し 手がいないので、現状は進まない状況ですよね。この状況であれば、出てくるのを待つ しかないのかなと思います。 今申し込んでいる方には、今のような頭があると思いますので、またあった時に説明 委 員 濱 野 したいと思います。 他にございませんか。 議 長 特に無ければ、本件はこれで終わります。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございます でしょうか。 (なし) 委 員) (特に無いようですので、次に 事務局より連絡事項の説明をお願いします。 議 長 事務局(水野主任) (事務局から連絡事項の説明) ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。 長 議 委 (なし) (員) それでは、ここで職員の人事異動について、事務局から報告をお願いします。 議 長 (異動内容の報告) 事 務 局 長 議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 ご起立願います。お疲れさまでした。 長 事 務 局